

# 令和7年度 京都市立桂川小学校 「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 学校教育目標

「自ら課題を見つけ、人とかかわりながら  
豊かな心とことばで達成する子」の育成

目指す子ども像

- ・目的意識をもち、意欲をもって解決しようとする子
- ・分かる喜びを知り、知る喜びを知り、自ら学ぶ子
- ・自分のおもいを、適切なことばで伝えられる子
- ・学び合える学習集団の中で自己有用感をもって育つ子
- ・互いの良さを尊重し、自分も他の子どもの大切にできる子

## 2 生徒指導の重点

生徒指導目標

自分も相手も 気持ちの良い 行動ができる子

## 3 総則

### (1) 学校いじめの防止等基本方針の目的

いじめとは「子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。）という」と定義されている。

「いじめ問題」の根絶には、道徳教育や人権教育などの心の教育、様々な体験活動や特別活動を通しての児童の自律的、協力的態度の育成、日々の学習指導における学習規律の徹底や自己肯定感、自己有用感の育成など、すべての教育活動を通して児童の全人的発達を促す必要がある。

しかし、成育歴や家庭環境などが違う多くの児童が集団生活を送る学校教育の場において、児童間の様々な問題が発生することは、当然のことととらえられる。

本校では、それらの問題を丁寧に解決する過程を通して、「いじめの未然防止」「早期発見と早期対応」を軸に、児童の成長とより良い人間関係の構築を目指す。そのため、「国における検証（課題意識）及び基本方針の改定」や「本市の現状分析・課題及び学校が実施する施策」をふまえ、基本方針を策定した。

### (2) いじめについての基本的な考え方

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登

校にもつながる深刻な人権問題である。「いじめ」は全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであり、どの学校、どの学級でも起こりうるものであるという認識に立ち、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を起こさない、許さない学校づくりを推進する。とくに児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。

また、いじめに関する情報を教職員個人で抱え込んだり、対応不要であると判断したりせず、いじめ対策委員会を中心とした情報の集約と共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。

#### 4 いじめ対策委員会

##### (1) 組織の構成（職名又は校務分掌）

校長	教頭	教務主任	生徒指導主任	養護教諭	生徒指導部員
スクールカウンセラー (S C)	・	スクールソーシャルワーカー (S S W)			

##### (2) 組織の役割

###### ◎いじめの未然防止

- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・「いじめ対策委員会（生徒指導部会）」を中心とした、取組の評価、研修の実施
- ・教職員の共通理解と意識啓発

###### ◎いじめの早期発見と対応

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・発見されたいじめ事案への対応

###### ◎重大事案への対応

- ・対応方針の決定と見直し
- ・関係機関との連携の窓口

###### ◎年間の取組についての評価と見直し

##### (3) 開催時期など

◎開催時期は、定例の「三部会（生徒指導部会）」以外に、必要に応じて会議を招集する。
---

◎月初めの月曜日の終礼では、児童の情報交換を行い、共通理解の一助とする。
--------------------------------------

◎管理職、生徒指導主任、当該学級担任、S C、S S W等によるケース会議を2週間に1度のペースで定期的に開催する。
--

※全校児童が集まる朝会にて、いじめ防止についての取組及びいじめ対策委員会のメンバーについて、児童への周知を図る。（5月）
--

## 5 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### ①授業の改善と充実

- ◎生徒指導の実践上の4つの視点を意識し、自己指導能力を高める学級・授業づくり
  - ・自己存在感の感受
  - ・共感的な人間関係の育成
  - ・自己決定の場の提供
  - ・安全、安心な風土の醸成
- ◎全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
  - ・「桂川スタンダード」を軸に、学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの推進
  - ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点においていた学習内容や学習形態の工夫
- ◎放課後の時間を活用した基礎・基本の徹底
  - ・放課後の「学び支援デー」を中心とした、児童に自信（自己肯定感）を持たせる取組の推進
  - ・「朝読書」による読書活動の推進

#### ②道徳教育、人権教育の充実（豊かな感性と温かい心を育む道徳教育）

- ◎道徳の授業の充実による「道徳的価値観」の育成と定着
  - ・年間計画に基づいた授業の確実な実施
- ◎特別活動等における、実践的態度の育成
  - ・人権学習の充実
  - ・外部講師の活用による非行防止教室や薬物乱用防止教室の実施

#### ③体験活動の充実

- ・学級活動、縦割り活動（フレンドリータイム）、部活動等を通しての児童同士の絆づくり
- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくりや自立的態度の育成
- ・栽培活動を通しての生命を尊重する心の育成

#### ④児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ◎児童会活動などの特別活動を通して自主的・自立的態度の育成を図る
  - ・清掃活動等の日々の活動での、責任感や協働する姿勢の育成
  - ・委員会活動における、自主的・実践的な活動
  - ・児童朝会の開催
  - ・児童の生活目標設定と教員による振り返り

#### ⑤キャリア教育を意識した指導

- ◎キャリア教育を意識した、将来展望の育成
  - ・「総合的な時間の学習」の取組の継続と徹底
  - ・学期末や行事ごとのキャリアパスポートの取組の継続

#### ⑥その他

- ・学習環境の整備（UD化）
- ・学校評価アンケートの結果分析による取組の見直しと充実
- ・クラスマネジメントシート等の活用による学級経営の充実

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

### ① 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・「日々の声かけこそ最高の教育相談である」という考え方の共有
- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員による児童の状況の把握と共有

### ② 児童生徒に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケートやいじめに関するアンケートなどを利用した子どもの変化に対する早期発見と実態把握
- ・クラスマネジメントシートを活用しての実態把握と学級経営の見直し
- ・年2回の教育相談期間（個別）の実施

### ③ 教育相談体制の充実

#### ◎情報の共有と組織的な取組

- ・教育相談主任、不登校対策主任やスクールカウンセラー（S C）、スクールソーシャルワーカー（S S W）と連携した、組織的な教育相談体制と日常的な情報交換の重視
- ・定期的な三部会（生徒指導部会）での情報共有
- ・各ケース等の会議による方針決定
- ・各種調査等結果の検証及び組織的な対処の検討

## (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### ① 基本的な考え方

#### ◎正確な事実関係の把握

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録  
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)

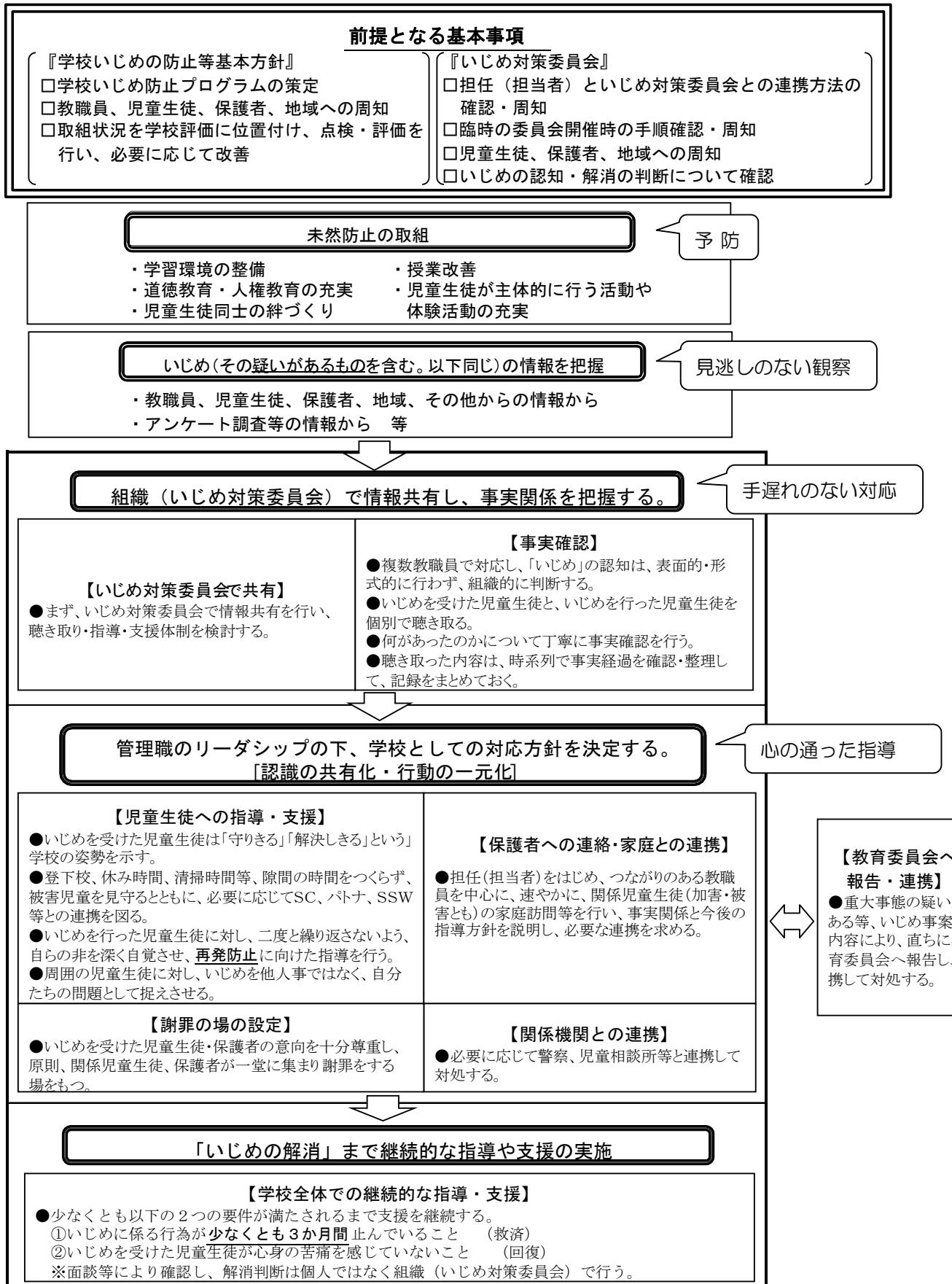
#### ◎迅速な対応

- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ・加害児童への責任ある毅然とした指導
- ・保護者との連携

#### ◎組織的な取組

- ・いじめ対策委員会の即時開催と組織的対応
- ・重大事態発展への予防と防止
- ・学級、学年、学校の集団全体を見据えた指導の実施

## ②いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



### ③インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ◎情報モラルに関わる指導の強化
  - ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解と指導
  - ・SNSを使っての「いじめ」対応の事例研修
- ◎家庭教育学級等を活用しての地域への啓発
  - ・学校だより等を通しての情報発信

### ④「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ◎学校全体での継続的な指導・支援
  - ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
    - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
    - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## （4）教職員の資質向上の取組

- ◎個々の教員の指導力の向上と組織力の向上
  - ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底
  - ・ケース会議の定期的な開催
  - ・クラスマネジメントシートの分析を通じた学級経営力の向上
  - ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
  - ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施

## 6 保護者・地域、関係機関との連携

### ・保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組

- ◎人権尊重に関わる保護者への意図的な働きかけ
  - ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
  - ・学校だよりを中心とした非行防止教室等の取組の情報発信
  - ・地域生徒指導連絡協議会での研修、学校間、保護者間、地域間の連携の推進
  - ・新入学児童保護者に対する、入学説明会での啓発

## 7 重大事態への対処

### ・重大事態が発生したときの対応

#### ◎京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

#### 学校における調査

- ・学校に調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

#### 京都市教育委員会における調査

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

#### 関係機関等と連携した関係児童へのケアと指導

- ・教育委員会・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・警察・児童相談所等の関係機関と連携した、関係児童に対する適切な指導とケアの実施

## 8 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合があります。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議</li> <li>「学校いじめの防止等基本方針の共有」</li> <li>「年間計画と役割の明確化」</li> <li>「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」</li> <li>・いじめ対策委員会（生徒指導部会）①②</li> <li>「校内体制や組織的対応の共有」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式</li> <li>・学級開き</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観</li> <li>・学級懇談会</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会（生徒指導部会）③</li> <li>「記名式アンケートの実施に向けて」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法月間の講話の中で、いじめの問題についての話</li> <li>・全校朝会で児童にいじめ防止の取組及びいじめ対策委員会のメンバー紹介</li> <li>・1年生を迎える会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導終礼①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども理解交流会（希望制個人懇談会）</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会（生徒指導部会）④</li> <li>「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</li> <li>・ケース会議</li> </ul>	<p>【2・4年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非行防止教室（2年・4年 7/4）</li> </ul> <p>【5年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・花背山の家宿泊学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有①</li> <li>・教育相談週間（個別面談）①</li> <li>・生徒指導終礼②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会（生徒指導部会）⑤</li> <li>「生徒指導三機能の自己評価に向けて」</li> <li>・ケース会議</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「夏休みのくらし」の配布と学級指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスマネジメントシートの実施①（4~6年）、学年集約と共有</li> <li>・学校評価の実施</li> <li>・生徒指導終礼③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談会</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会（生徒指導部会）⑥</li> <li>「クラスマネジメントシートの結果分析①」</li> <li>「無記名いじめアンケートの結果分析①」</li> <li>・生徒指導夏季研修</li> <li>「生徒指導三機能チェックリストの活用」</li> <li>・学校評価の結果の共有①</li> <li>・人権教育研修会</li> </ul>			
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース会議</li> </ul>	<p>【6年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導終礼④</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会（生徒指導部会）⑦</li> <li>「記名式いじめアンケートの実施に向けて」</li> <li>「いじめ防止プログラムの見直し」</li> <li>・ケース会議</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導終礼⑤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会での説明と評価</li> </ul>

11	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会（生徒指導部会）⑧ 「クラスマネジメントの実施に向けて」</li> <li>ケース会議</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権についての学習（参観）</li> </ul> <p>【6年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用防止教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有②</li> <li>教育相談週間（個別面談）②</li> <li>生徒指導終礼⑥</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観</li> <li>懇談会</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会（生徒指導部会）⑨ 「生徒指導三機能の自己評価に向けて」</li> <li>ケース会議</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権月間の取組</li> <li>「冬休みのくらし」の配布と学級指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスマネジメントシートの実施②（4～6年）、学年集約と共有</li> <li>学校評価の実施</li> <li>生徒指導終礼⑦</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権月間、学校だよりにて啓発</li> <li>個人懇談会</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会（生徒指導部会）⑩ 「クラスマネジメントシートの結果分析②」</li> <li>「無記名いじめアンケートの結果分析②」</li> <li>学校評価の結果の共有②</li> <li>ケース会議</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導終礼⑧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新1年入学説明会で校長から講話</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会（生徒指導部会）⑪ 「今年度の反省と次年度への課題」</li> <li>ケース会議</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導終礼⑨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観</li> <li>学級懇談会</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会（生徒指導部会）⑫ 「次年度に向け基本方針の見直し」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6年生を送る会</li> <li>卒業式</li> <li>「春休みのくらし」の配布と学級指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導終礼⑩</li> <li>アンケート原本の保管（5年保存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会での説明と評価</li> </ul>

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- 「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
  - 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
  - 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会・生徒指導部会）」「生徒指導校内研修」
  - 「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」
- ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。
- ※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
- 事案の経過や解消の確認については、定例の「三部会（生徒指導部会）」で隨時行い、情報等を共有する。